



○令和5年度事業報告・決算を認定

## 第111回組合会開催

令和6年7月9日(火)  
新潟東映ホテル

# 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856～8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
[niigata@kenchiku-kokuho.jp](mailto:niigata@kenchiku-kokuho.jp)

●発行人  
理事長 佐藤 政 己

第116号

### 【掲載内容】

#### 〈組合会内容報告〉

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 令和5年度 歳入歳出決算・年度別単年度収支
- ◆ 被保険者数・医療費の月別状況
- ◆ 健康優良家庭(者)表彰
- ◆ 感謝状被贈呈者一覧 ..... 2～6頁

#### 〈事業報告〉

- ◆ 現況調査を実施しました!(令和7年度は「資格確認調査」を行います) ..... 6頁

#### 〈組合員・家族の皆様へ〉

- 保険証が変わりました!
- **【重要なお知らせ】12月2日以後は従来の保険証交付が廃止されます**
- 令和6年7月診療分から高額療養費の申請が簡単になりました
- 令和6年6月から入院時の食費が改正されました
- 産前産後期間相当分の国民健康保険料を減免します
- 未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の実施について
- インフルエンザ予防接種を受けましょう
- 人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう!
- 専従者給与月額が8万8千円以上の方は組合員(3級「従業員」としてご加入いただくこととなりました ※令和6年8月1日改正 ..... 7～16頁

## 佐藤政己 理事長挨拶

組合会議員の皆様はお忙しいところ、第111回組合会にご出席いただきありがとうございます。

さて、令和5年度の決算であります。約4億2千7百万円の単年度赤字でした。要因は医療費の増加や一人当たりの後期高齢者支援助金と介護納付金の上昇、国の補助金の交付率の低下などです。非常に厳しい状況です。

保険料検討委員会の答申では、「使用可能な積立金の残高が10億円を切ったら保険料の改定を検討する。」とされていますが、現時点で既に残高が9億円を切っております。今年度中には7億円以下に減少する見込みです。まさに保険料改定の局面に入ったといえます。

今後、理事会で協議検討を行い、年内には保険料の引き上げ額を決定し、来年3月の第112回組合会でご提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、各支部の支部長、支部職員の皆様には、令和5年度も窓口業務と保険料の徴収にひとかたならぬご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

おかげさまで令和5年度もほぼ100%の保険料収納となりました。本当にありがとうございます。令和6年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

また、皆様もご存知かと思いますが、今年の12月には現行保険証の交付廃止という制度改正を控えています。12月以降は、マイナ保険証の利用をお願いいたします。マイナンバーカードの健康保険証利用登録がまだお済みでない方は、早急に登録をお願いいたします。

利用登録はマイナポータルのほか、セブン銀行ATM、市役所の窓口、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局の窓口でも行うことができます。当組合ホームページのお知らせでも利用登録について案内しておりますのでご覧ください。

7月上旬の時点で、当組合加入者のマイナ保険証利用登録は6割に達していますが、4割の方がまだ登録されていません。国はマイナ保険証の利用率に応じて補助金を交付する等、マイナ保険証の利用促進を行うよう保険者や医療機関に求めている状況です。

重ねてのお願いとなり恐縮ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方は登録をお願いいたします。そして、12月以降はマイナ保険証を利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

第111回組合会は、令和6年7月9日(火)午後12時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

安井理事(下田)の司会により、藤田副理事長(上越北)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長の挨拶の後、尾身稔議長(十日町)、青代建一副議長(糸魚川)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。承認可決議案は次のとおりです。

## 議事内容

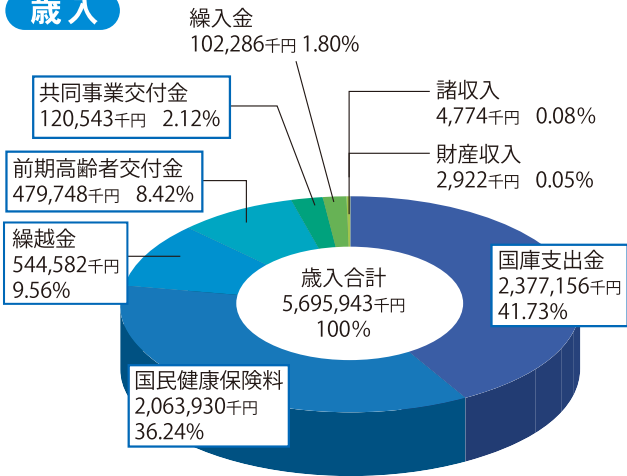
報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	補正予算の専決処分報告について
報告第3号	規則の改正について
報告第4号	訴訟の提起に係る経過報告
議案第1号	令和5年度事業実績の認定について
議案第2号	令和5年度歳入歳出決算の認定について【監査報告】
議案第3号	令和5年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について
議案第4号	令和6年度歳入歳出補正予算の承認について

議事終結後、若井副理事長(六日町)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。閉会后、退任議員の表彰を行い、全日程を終了しました。

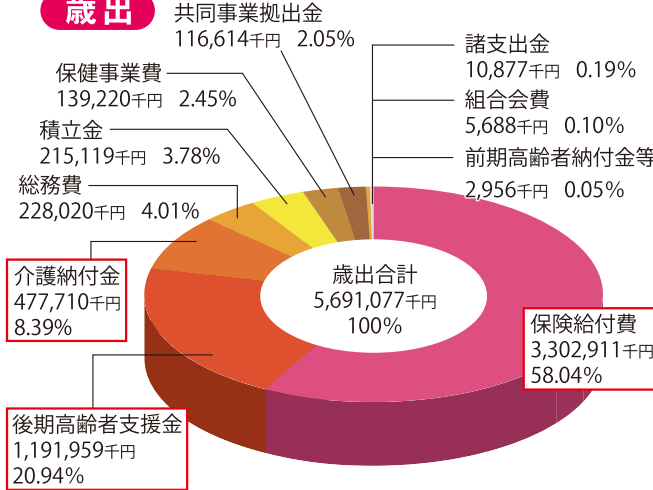


## 令和5年度 歳入歳出決算構成

### 歳入



### 歳出

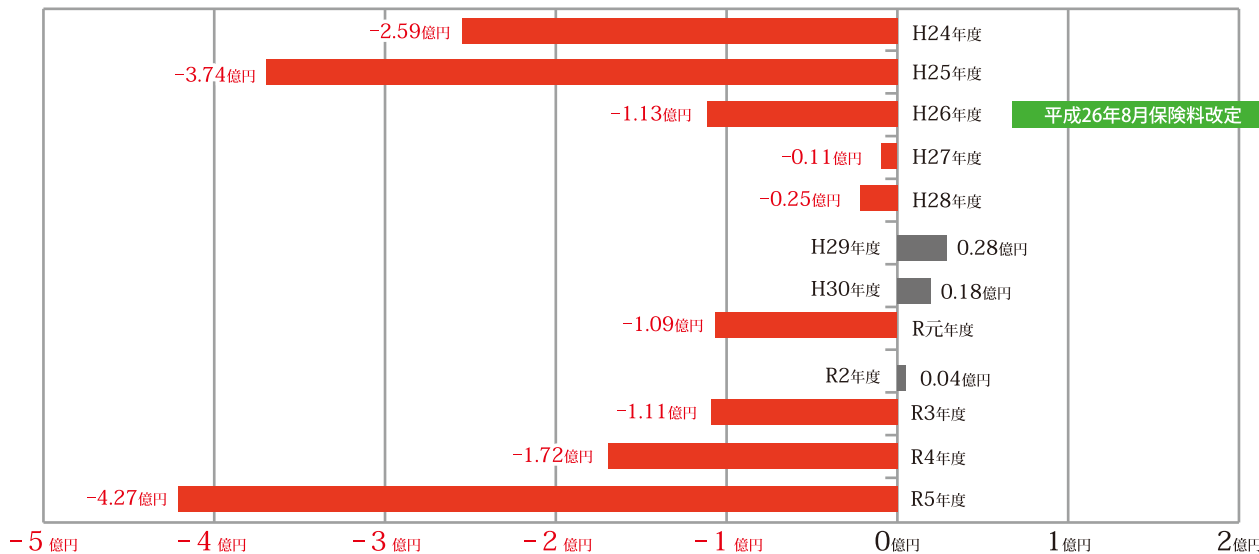


歳入歳出差引金額 **4,865千円**

### 【令和5年度決算のポイント】

- [歳入]・国民健康保険料が、前年度より約1,800万円減少しました。健康保険の適用範囲拡大により、家族数の減少が続いていることが影響しています。
- ・前期高齢者交付金が、前年度より約5,900万円減少しました。65歳以上被保険者の加入率の減少に伴い、交付金の金額も減少しています。
- [歳出]・保険給付費が、前年度より約1億3,800万円増加しました。過去10年間で最大の増加額となっています。
- ・後期高齢者支援金が、前年度より約9,000万円増加しました。国から示される1人当たりの負担金額が年々上昇しています。

## 年度別単年度収支



### ○ 令和5年度単年度赤字の主な要因

#### <主な収入減>

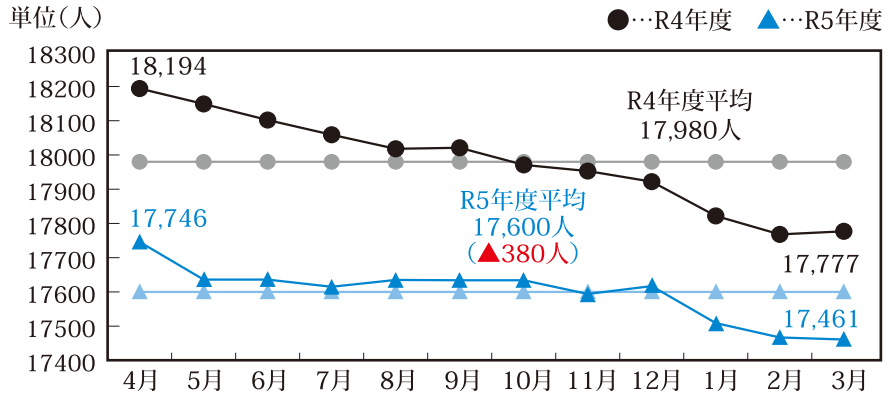
- 国民健康保険料の減少(約1,800万円)
- 前期高齢者交付金の減少(約5,900万円)

#### <主な支出増>

- 総務費の増加(約6,900万円)
- 保険給付費の増加(約1億3,800万円)
- 後期高齢者支援金の増加(約9,000万円)

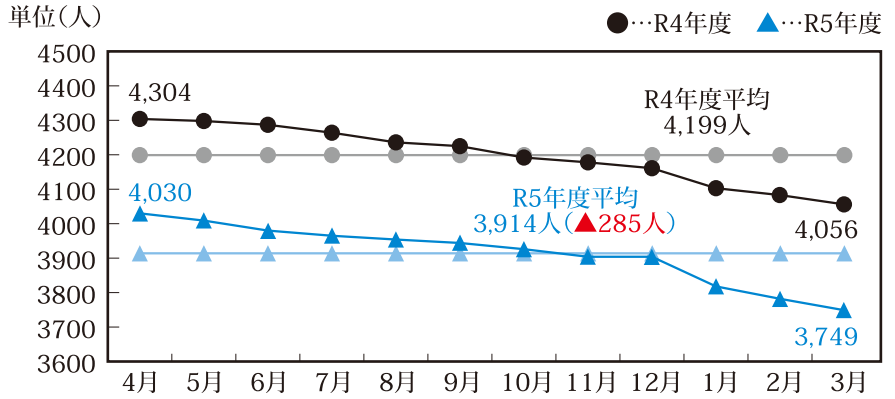
## 組合員・家族合計の月別状況

※被保険者数(加入者数)の平均は、前年より380人減少しました。  
長期減少傾向が継続する中で昨年度も微減にとどまりました。



## 前期高齢者(65~74歳)の月別状況

※65歳以上前期高齢者の平均人数は、前年より285人減少しました。  
団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することによる影響が出ています。



## 支部別被保険者数(令和6年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計
新潟	1,295	1,211	2,506
阿賀北	866	852	1,718
新津	237	211	448
西蒲燕	605	690	1,295
東蒲	37	24	61
佐渡	88	123	211
白根	217	208	425
村上	178	172	350
岩船	221	227	448
五泉	175	203	378
亀田	97	119	216
<b>下越計</b>	<b>4,016</b>	<b>4,040</b>	<b>8,056</b>

支部名	組合員	家族	合計
長岡	465	474	939
三条	262	284	546
加茂	75	85	160
見附	91	75	166
栃尾	115	115	230
田上	56	57	113
栄	41	46	87
中之島	59	66	125
下田	69	92	161
三島	46	43	89
与板	31	28	59
和島	34	28	62
出雲崎	25	14	39
小千谷	113	108	221
魚沼	156	182	338
塩沢	90	96	186
六日町	107	93	200
大和	44	54	98
十日町	503	491	994
津南	98	103	201
柏崎刈羽	323	323	646
寺泊	40	39	79
越路	95	83	178
<b>中越計</b>	<b>2,938</b>	<b>2,979</b>	<b>5,917</b>

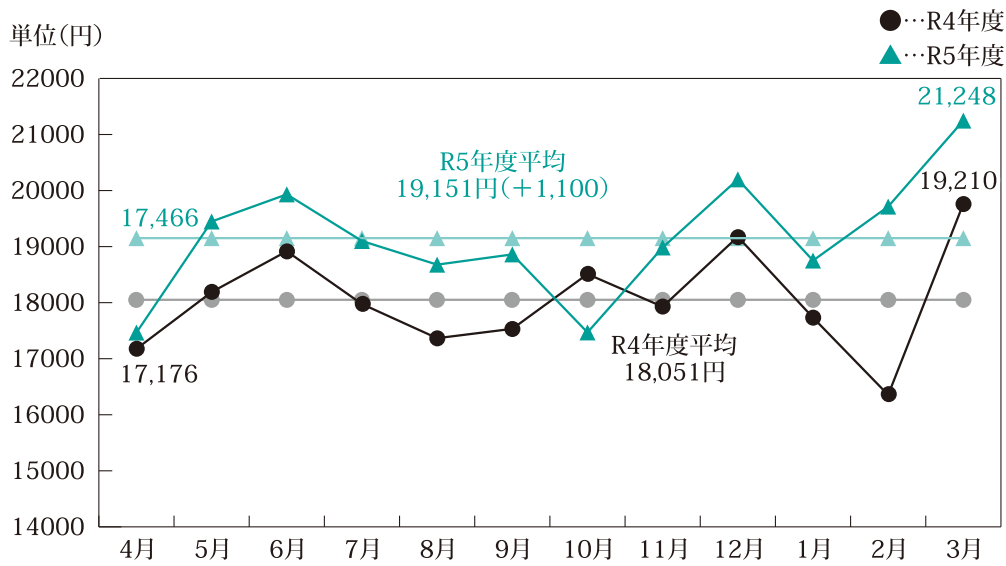
支部名	組合員	家族	合計
上越南	498	426	924
上越北	357	360	717
頸南	243	219	462
柿崎	80	67	147
大潟	40	53	93
頸城	68	61	129
板倉	62	65	127
三和	89	78	167
糸魚川	208	191	399
能生	69	68	137
名立	42	29	71
清里牧	58	57	115
<b>上越計</b>	<b>1,814</b>	<b>1,674</b>	<b>3,488</b>

※被保険者数が減少傾向にある中、前年度比で増加した支部が15支部あります。  
ご尽力に感謝します！

合計

組合員	家族	合計
8,768	8,693	17,461

## 被保険者の医療費の状況(月別1人当たり)



※令和5年度の医療費総額は約40億円でした。

1人当たり1ヶ月医療費は19,151円(1,100円増加)、1人当たり年間医療費は229,816円(約13,206円増加)でした。

## 令和5年健康優良家庭(者)

(単位:件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	10	11	8	29
健康優良者	189	176	122	487
合計	199	187	130	516

※令和5年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

# 感謝状被贈呈者

(敬称略)

## 表彰規程別表1-2該当者(2名)

支部名	氏名	在職期間	在職年数
新潟	山岸幸治	H24.1.23~R6.3.31	12年2ヶ月
阿賀北	渡邊明	H31.4.1~R6.3.31	5年0ヶ月

表彰規程別表1-2: 組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤め退任した者



## 訃報

ご逝去を悼み、謹んでお悔み申し上げます。

支部名	役職	氏名(敬称略)	逝去日
西蒲燕	理事	阿部善浩	令和6年9月22日
西蒲燕	議員	宗村則義	令和6年7月10日

## 現況調査を実施しました!

現況調査にご協力いただき、ありがとうございました。  
提出していただいた調査票は全て内容を確認し、変更の回答があった方につきましては、変更処理を行いました。



## 令和7年度は資格確認調査を行います

来年(令和7年度)は、建築国保の加入資格について確認調査を行います。  
この調査は、厚生労働省からの通達に基づき実施する調査です。資格の確認に当たっては、客観的な証拠書類(※)の提出をお願いする予定です。  
ご多忙のところ大変お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### ※客観的な証拠書類とは

公的機関の発行する証明書類等(一例: 建築業許可証・標準報酬決定通知書・確定申告書B等)を基本としますが、合理的に判断できるものであれば、証拠書類として扱います。詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

### 平成24年3月26日付「厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」抜粋

国保組合へ加入した後の組合員資格については、定期的に確認を行うこと。なお、定期的な確認とは、2、3年に1回以上実施すること。

また、確認に当たっては、以下の項目について客観的な証拠書類により確認すること。

- ①組合員の住所
- ②組合員が判定基準に定める業務に従事していること。
- ③組合員が健康保険の適用を受けるべき者である場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること。

## 保険証が変わりました!

- ◆8月から保険証の色がベージュに変わりました。
- ◆5級組合員には、会員証(白色)を交付しています。
- ◆氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。



## 保険証の有効期限について!

- ◆この証の有効期限は、令和7年7月31日です。  
ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
- ◆75歳になる方…有効期限は75歳の誕生日の前日です。その翌日以後に使用する保険証は、後期高齢者医療制度より交付されます。
- ◆70歳になる方…有効期限は70歳の誕生日の月末です(誕生日が月の初日である場合はその前月末)。その翌月以後は負担割合判定後、2割または3割の負担割合を表示した被保険者証兼高齢受給者証を改めて交付いたします。  
**ただし、令和6年12月2日以後に70歳になる方には、被保険者証兼高齢受給者証を交付しません。**

※国の法改正により、令和6年12月2日以後、従来の保険証は廃止されますが、令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、改正法の経過措置として、廃止日以後も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。(国保だより8~10頁に今後の対応を記載しています)

## 保険証は正しく使いましょう!

- ◆記載内容を書き換えたり、書き足したりすると無効になります。
- ◆他の方との貸し借りはできません。
- ◆健康診断や予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形などは、保険証が使えない場合や保険証の使用が制限される場合があります。
- ◆第三者行為(交通事故やケンカなど)で建築国保の保険証を使用した場合は、所属支部へご連絡ください。

### 保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください!

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。  
盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気を付けましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。  
受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。  
受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部へご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



# 今後の保険証に関する予定について

令和6年度	8月		従来の保険証を使用可能 有効期限 令和6年8月1日～令和7年7月31日まで ※1	※1 70歳の誕生日を迎える方、75歳の誕生日を迎える方の有効期限は令和7年7月31日より短い場合があります。
	9月	「加入者情報(個人番号の下4桁を含む)」を全世帯へ送付		
	10月			
	11月			
	12月	12月2日以後、従来の保険証の新規交付・再交付は廃止されます		
	1月			
	2月			
令和7年度	3月		12月2日以後の新規加入者や、負担割合が変更となった方等へ交付するもの マイナ保険証をお持ちの方へ 「資格情報のお知らせ」を随時交付 有効期限 令和7年7月31日まで ※1 マイナ保険証をお持ちでない方へ 「資格確認書」を随時交付 有効期限 令和7年7月31日まで ※1	
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月	マイナ保険証に完全移行 令和7年8月1日からは「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します		
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
2月		※2 70歳の誕生日を迎える方、75歳の誕生日を迎える方の有効期限は令和8年7月31日より短い場合があります。		
3月				
			マイナ保険証をお持ちの方へ 「資格情報のお知らせ」を随時交付 有効期限 令和8年7月31日まで ※2 マイナ保険証をお持ちでない方へ 「資格確認書」を随時交付 有効期限 令和8年7月31日まで ※2	



## 【重要なお知らせ】

# 12月2日以後は従来の保険証交付が廃止されます

国の法改正により、令和6年12月2日以後は従来の保険証交付が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日以後は、従来の保険証の新規交付・再交付ができなくなりますが、**現在お手元にある交付済みの保険証は、保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。**

## 12月2日以後の対応について①

### 【マイナ保険証をお持ちの方】

マイナ保険証をご利用ください。

なお、12月2日以後に「加入された方」や「負担割合が変更になった方(70歳以上の方のみ)」等には「資格情報のお知らせ」を交付します。

### 「資格情報のお知らせ」とは

従来の保険証廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、建築国保の新規加入者や負担割合が変更となった方(70歳以上の方のみ)等に交付するものです。

※「**資格情報のお知らせ**」だけで診療を受けることはできません。

### 資格情報のお知らせイメージ

別添 21 参考例

資格情報のお知らせ (交付者名)  
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (校番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、失効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない明らかな場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただけます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ  
令和〇年〇月〇日発行  
(交付者名)  
(保険者番号)  
記号 000 番号 00000000 (校番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)  
受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

# 12月2日以後の対応について②

## 【マイナ保険証をお持ちでない方】

既に建築国保の保険証をお持ちの方には、お手元の保険証が有効期限を迎える前に「資格確認書」を交付します。

12月2日以後に加入された方には加入時に「資格確認書」を交付します。

## 「資格確認書」とは

・マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない方の被保険者資格を確認するためのものです。

## 資格確認書イメージ(赤字は従来の保険証からの変更箇所)

表面	裏面
<p>国民健康保険 資格確認書</p> <p>有効期限 令和 8年 7月31日</p> <p>記号 新建 番号 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1</p> <p>氏名 建築 太郎</p> <p>生 年 月 日 昭和 45年 8月 1日 性別 男</p> <p>資格取得年月日 令和 5年 4月 1日</p> <p>交付年月日 令和 7年 8月 1日</p> <p>組合員氏名 建築 太郎</p> <p>住所 新潟市中央区川岸町3丁目17-2</p> <p>保険者名 新潟県建築国民健康保険組合 保険者番号 153049 電話 025(231)2856</p> <p>01</p>	<p>備 考</p> <p>※以下の欄に記入することにより、機器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】</p> <p>(特記欄: )</p> <p>署名年月日: 年 月 日</p> <p>本人署名(自筆): 家族署名(自筆):</p>

# その他送付を行ったお知らせについて

## 【令和6年9月】→「加入者情報(個人番号の下4桁を含む)」を全世帯へ送付しました

### 「加入者情報(個人番号の下4桁を含む)」とは

医療保険者等が把握している加入者情報(マイナンバーの下4桁を含む)を通知することで情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。今回1回限りの送付となります。

お知らせには、建築国保に登録されているマイナンバーの下4桁を表示しています。ご自身のマイナンバーと相違がないか、ご確認ください。万一、マイナンバーが異なっている場合には、建築国保へお問い合わせください。

### 加入者情報(個人番号の下4桁を含む)イメージ

〒951-8530  
新潟県中央区  
川岸町3丁目17番2号

新潟県 建築 太郎

〒951-8530

大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている  
個人番号(マイナンバー)のお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている個人番号(マイナンバー)は、以下のとおりです。万一、異なっている場合は、下記のとおりお問い合わせください。

氏名	個人番号(マイナンバー)
建築 太郎	**** * 1234
建築 花子	**** * 5678

(注1)上記、個人番号は医療保険者データベースに登録されている個人番号の下4桁を通知しています。

(注2)このお知らせは、令和6年9月31日現在の個人番号の通知となります。

お問い合わせ先  
〒951-8530  
新潟県中央区川岸町3丁目17番2号  
建築国保生活福祉課庶務係 ☎  
TEL: 025-231-2856

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします

マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することで、データに基づくより良い医療が受けられる、手続きなしで高額療養費の自己負担限度額を超える支払が免除されるなど、様々なメリットがあります。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします。

### マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用する方法

#### 手順1

##### マイナンバーカードを申請

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、申請をしてカードを取得しましょう。主な申請方法は以下の3つです。

- ①オンラインで申請する  
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便で申請する
- ③まちなかの証明写真機から申請する



#### 手順2

##### マイナンバーカードを健康保険証として登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。主に以下3つの方法で登録ができます。

- ①医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で登録する
- ②「マイナポータル」から登録する
- ③セブン銀行ATMから登録する



#### 手順3

##### 医療機関・薬局でマイナンバーカードを使って受付

以下のステッカーやポスターを掲載している医療機関・薬局でマイナンバーカードを使って受付ができます。



## セルフメディケーションの習慣をつけましょう

### セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当すること」です。日頃から健康管理に取り組むことは、健康の維持だけでなく生活習慣病の予防や医療費の節約にも役立ちます。健康な体で毎日を過ごすために、セルフメディケーションの習慣をつけましょう。

### セルフメディケーションのポイント

- ・規則正しい生活を心がけましょう
- ・市販薬(OTC 医薬品)を上手に使いましょう
- ・分からないことは専門知識をもつ人たちに確認しましょう
- ・自分や家族の健康状態をチェックし、生活習慣を見直しましょう



### OTC(オーティーシー)医薬品とは

薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方箋が無くても購入できる医薬品です。OTC 医薬品のうち、要件を満たすものについてはセルフメディケーション税制の対象となります。

### セルフメディケーション税制とは

医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病予防の一定の取り組みを行う人が、平成29年1月1日以降に、対象となるOTC 医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる制度です。



※セルフメディケーション税制の詳細につきましては厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和6年7月診療分から

## 高額療養費の申請が簡単になりました

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、高額療養費の支給申請手続の簡素化が可能となりました。

### ① 2回目以降の申請は不要

初回のみ支給申請書等と併せて簡素化の申出書を提出することで、2回目以降の支給申請書等の提出が不要となります。

### ② 加入中はずっと自動振込

一度申出書を提出すれば、組合員が資格喪失するまで、継続して指定口座(組合員の口座)に自動振込となります。

### ③ もらい忘れの心配なし

高額療養費の支給該当となった場合、自動振込となるため、未申請によるもらい忘れの心配がありません。

### ④ 領収書をなくしても大丈夫

これまでは、なくした領収書については、高額療養費の算定から除外していましたが、簡素化後は、医療機関からの請求に基づいて算定します。

高額療養費の支給申請手続を簡素化するには、申出書の提出が必要です。

#### ステップ1

- ・高額療養費の該当通知
- ・簡素化の申出書

該当者に届く



#### ステップ2

- ・高額療養費の申請書類
- ・簡素化の申出書

必要事項を記入し、併せて支部へ提出

次のような場合、簡素化を停止することがあります。

- ・国民健康保険料の滞納が生じた場合
- ・口座解約等で指定された金融機関口座へ振込ができなかった場合
- ・申請内容に偽り、その他不正があった場合
- ・理事長が適当でないと認める場合

## 令和6年6月から食材費等の高騰により入院時の食費が改正されました

### 入院時食事療養費

区分		【改正前】 標準負担額 (1食分)	【改正後】 標準負担額 (1食分)
一般	下記以外	460円	490円
	小児慢性特定疾病児童等 または指定難病患者	260円	280円
非課税世帯 及び低所得Ⅱ	90日まで	210円	230円
	90日を超える (過去12か月の入院日数)	160円	180円
低所得Ⅰ		100円	110円

### 入院時生活療養費

区分		【改正前】 標準負担額 食費(1食分)	【改正後】 標準負担額 食費(1食分)
一般 (下記以外)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する 保険医療機関に入院している者	460円 ※難病患者260円	490円 ※難病患者280円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する 保険医療機関に入院している者	420円 ※難病患者260円	450円 ※難病患者280円
非課税世帯及び低所得Ⅱ		210円	230円
低所得Ⅰ		130円	140円
境界層該当者		100円	110円

※入院時生活療養費の居住費(1日分)は変更ありません。

## 産前産後期間相当分の国民健康保険料を減免します

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、産前産後期間相当分の保険料軽減措置を行います。

### 対象世帯

○令和6年11月以降に出産する予定の被保険者または出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する組合員の世帯

※軽減措置における「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)及び早産の場合も対象となります。

### 保険料軽減額(減免額)

○出産(予定)月の前月から4か月分の出産被保険者の保険料を減免します。

※多胎妊娠・出産の場合は、出産(予定)月の3か月前から6か月分の出産被保険者の保険料を減免します。

単胎の方	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	2か月後
多胎の方	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	2か月後

### 実施方法

○対象世帯の組合員の申請により、対象月の保険料を減免します。

←減免対象月

### 実施開始時期

○令和7年1月

※令和6年度においては、産前産後期間のうち、令和7年1月以降の期間の分だけ、保険料を減免します。

(例1) 令和6年11月出生(単胎)の場合は、令和7年1月分のみ減免。

(例2) 令和7年2月出生(単胎)の場合は、令和7年1月分から令和7年4月分まで減免。

●システム改修の都合上、令和6年度中の申請にかかる減免処理は、令和7年4月以降に行います。

## 未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置の実施について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、令和5年度から継続して未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置を実施しています。

### 対象世帯

- 毎年11月30日時点で未就学児の被保険者が属する組合員の世帯  
→未就学児とは、小学校入学前の0歳から6歳までの子(令和6年度は平成30年4月2日以後に生まれた子)

### 保険料軽減額(充当額)

- 未就学児の被保険者1人につき12,000円

### 実施方法

- 対象世帯において、その年度の2月以降の保険料に軽減額を充当します。  
※軽減措置の申請は不要ですが、資格異動の届出が遅滞した場合、軽減措置が適用されない場合がありますのでご注意ください。

# インフルエンザ予防接種を受けましょう



インフルエンザは予防が大切



10月1日の接種から、令和6年度のインフルエンザ予防接種補助を行います。  
予防接種を受ける際には、事前に医療機関等へお問い合わせください。

## インフルエンザ予防接種補助要件

補助対象者	建築国保に加入の方	
接種期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
補助額	65歳未満の人	2,200円 限度
	65歳以上の人	1,650円 限度
	※市町村によって接種費用の一部補助があります。 詳しくはお住いの市町村にご確認ください。 ※接種日時点の年齢により補助額が変わります。	
補助回数	期間内1回(13歳未満2回)	
実施機関	委託医療機関・一部健診機関等	
申請手続き	・予防接種後、領収書等を添えて所属の支部で申請手続きを行ってください。 ・本部で申請受理後、後日支部経由で補助金が支給されます。	

## インフルエンザ予防接種の効果や副反応

(インフルエンザ予防接種についての詳しいことは医師に相談してください。)

### 《効果》

- ◆インフルエンザに感染しにくくなる。
- ◆感染したとしても症状が軽くなる。
- ◆重症化や合併症を予防する。

### 《副反応》

- ◆注射のあとが赤くなる・腫れる・痛くなる
- ◆発熱 ◆頭痛 ◆寒気 ◆だるい

### 《まれな副反応》

- ◆ショック症状 ◆じんましん ◆呼吸困難

### 《予防接種を受けた後の一般的な注意事項》

1. 予防接種を受けた後30分は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
2. 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は注意しましょう。
3. 入浴は差し支えありませんが、注射したところを強くこすのはやめましょう。
4. 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

**65歳以上の方への注意点** できるだけ、お住いの市町村が指定する委託医療機関等で予防接種を受けてください。

なお、市町村が指定する委託医療機関等以外で受けられた場合に、市町村からの補助が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、お住いの市町村にあらかじめお問い合わせください。

# 人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう!

人間ドック  
・  
ファミリー  
健診  
・  
オプション  
検診

建築国保の加入期間が8ヶ月以上 かつ

受診日の時点で**25歳以上**の方が対象になります!

【補助内容】

◆ 一日人間ドック 健診費用の7割補助(2万円を限度)

◆ ファミリー健診 健診費用の7割補助(2万円を限度)

※どちらかの受診に対して年度内1回のみ補助となります。

◆ オプション検診 検診費用の7割補助(2万円を限度)

◆ 脳ドック(MRI・MRA) 検診費用の7割補助(4万5千円を限度)

◆ 石綿検診(アスベスト) 検診費用(一次・二次)の全額補助

※各種健診・オプション検査料金につきましては、健診機関のホームページ等でご確認ください。

※申請手続き等については、本部または所属支部へお問い合わせください。

【受診に必要なもの】

・国民健康保険被保険者証等

・特定健康診査受診券(セット券) ※40~74歳の方のみ

(令和6年度の受診券は「水色」です)



特定健診等

**40歳から74歳**の方が対象になります!

※年度内40歳になる方も含まれます

【補助内容】

◆ 特定健診 健診費用を全額補助

※ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

※特定健診を受診できる医療機関一覧についてはホームページに掲載しています。「保健事業案内」ページ内の「特定健診実施機関」をご確認ください。

◆ 特定保健指導 保健指導費用を全額補助

※特定健診の結果により対象となった方が受けられます。ぜひ積極的にご利用ください。

【受診に必要なもの】

・国民健康保険被保険者証等

・特定健康診査受診券(セット券)

(令和6年度の受診券は「水色」です)



赤い封筒が目印です!

## 家族専従者の皆様へ

専従者給与月額が8万8千円以上の方は  
組合員(3級「従業員」)としてご加入  
いただくこととなりました。

※令和6年8月1日改正

- 上記に該当する可能性の高い家族加入者がいる世帯へ、本年7月と9月にお知らせ文書を送付しています。
- お知らせ文書が届かない場合でも、該当する家族加入者は所属する支部の窓口で、令和6年8月1日付で組合員へ移行する手続きをお願いします。
- 上記理由で家族加入者が組合員(3級「従業員」)へ移行する世帯の組合員が2級「一人親方」の場合は1級「事業主」への級変更も合わせて必要です。
- 今後、家族加入者で専従者給与月額が8万8千円以上であることが判明した場合、実態に合わせ、遡って(令和6年8月限度)3級組合員へ移行していただくこととなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。

